

答 申 書

(答申第79号)

平成17年3月29日

1 審査会の結論

別紙1に掲げる開示請求に対応する公文書を不存在としたことは、妥当である。

2 異議申立ての経過並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨

別紙2のとおり

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の内容について

本件諮問事案に係る開示請求(以下「本件開示請求」という。)の内容は、別紙1に掲げるとおりである。(以下「本件文書」という。)

(2) 本件諮問事案における審議について

北海道知事(以下「実施機関」という。)は、本件開示請求に対して、本件文書は取得しておらず、現に作成していないことを理由として北海道情報公開条例(平成10年北海道条例第28号。以下「条例」という。)第17条の規定に基づき公文書不存在通知(以下「本件処分」という。)をした。

異議申立人は、理由付記に不備がある違法なものとして、本件処分の取消しを求めていることから、その妥当性について判断することとする。

(3) 本件処分の妥当性について

ア 別紙1の1の文書について

実施機関の説明によれば、卸売市場法(昭和46年法律第35号。以下「法」という。)第2条第4項に規定する地方卸売市場とは、中央卸売市場以外の卸売市場で、その施設が卸売市場法施行令(昭和46年政令第221号。以下「政令」という。)第2条で定める規模以上のものをいうとされ、卸売場の面積がそれ未満の市場を政令規模未満市場(以下「その他市場」という。)と呼んでいる。

その他市場については、法的規制がなく、法第74条により開設又は当該卸売市場における業務に関し、条例で必要な規制を行なうことを妨げるものではないとされているが、北海道においては、北海道地方卸売市場条例(昭和46年北海道条例第50号。以下「市場条例」という。)に、その他市場の規制について規定していないため、その他市場の開設者等から実施機関に対して市場条例に基づく申請、届出等の義務がなく、本件文書は、現に取得していないため不存在であるというものである。

市場条例に、その他市場の規制に関する規定がないのに、その他市場の開設者等が実施機関に対して申請や届出等を行うことは、あり得ないことであり、本件文書を不存在としたことは妥当であると判断する。

イ 別紙1の2の文書について

実施機関の説明によれば、本件文書は、法第73条に規定する地方卸売市場の合併等の場合の課税の特例に関する書類であるが、当該特例に関する事務は農林水産省(以下「農水省」という。)の所管事務であり、実施機関の所管事務ではなく、また、北

海道においては、地方卸売市場の課税特例の認定の対象となる合併等の事例はないので、現に取得していないため不存在であるというものである。

実施機関が説明するように当該特例に関する事務は農水省の所管事務であり、法第54条に規定する都道府県知事の経由を要さないものであると認められる。さらに、北海道においては、課税特例の認定の対象となる合併等の事例がないとのことであり、本件文書を不存在としたことは妥当であると判断する。

ウ 別紙1の3の文書について

実施機関の説明によれば、本件文書は、法の一部改正に関連し農水省総合食料局流通課から全国中央卸売市場連絡協会等（以下「協会等」という。）に送付されたもので、都道府県には送付されていないものである。

しかしながら、異議申立人は、法の一部改正に関連するものであるとして、発信元及び発信年月日等を特定し開示を求めていることから、実施機関としては、当該文書の有無を十分に調査し不存在を確認するとともに、何らかの手違いで実施機関に送付されていないことも考えられることから、念のため他県に確認したところ、いずれの県も同課から送付された事実はなかった。したがって、実施機関には送付されていないと判断したものであり、現に取得していないため不存在であるというものである。

本件文書は農水省から協会等にあてて送付されたものであり、北海道のみでなく他県にも送付されていないとする実施機関の説明は、不自然なものではなく、本件文書を不存在としたことは妥当であると判断する。

エ 別紙1の4の文書について

実施機関の説明によれば、本件文書は、北海道卸売市場審議会（以下「審議会」という。）において審議されるものであるが、本件処分時において、審議会は開催されていないので、現に作成していないため不存在であるというものである。

なお、法の一部改正に伴い市場条例の改正を予定しており、その手続の中で審議会の開催を予定しているとの説明であったが、平成17年1月12日に開催された当審査会において、平成16年12月13日に開催したとの説明がなされた。

したがって、本件処分時には、審議会が開催されていないため議事録ほか関係書類を作成していないとする実施機関の説明は、不自然なものではなく、本件文書を不存在としたことは妥当であると判断する。

オ 別紙1の5の文書について

実施機関の説明によれば、本件文書は、法の一部改正に関連し実施機関から卸売市場の開設者等へ送付された通知文書と解されるが、上記ウのとおり実施機関は別紙1の3の文書を取得しておらず、したがって通知する必要もないことから、現に作成していないため不存在であるというものである。

上記ウのとおり、別紙1の3の文書が農水省から実施機関に送付されていないと認められるため、当該文書を卸売市場の開設者等へ送付することは、あり得ないという実施機関の説明は、不自然なものではなく、本件文書を不存在としたことは妥当であると判断する。

以上のことから、結論のとおり判断した。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成16年11月26日	諮問書の受理（諮問番号292） 実施機関から関係書類（ 諮問文、 異議申立書の写し、 公文書開示請求書の写し、 公文書不存在通知書の写し、 異議申立ての概要、 理由説明書）の提出
平成16年12月3日	新規諮問事案の報告 本件諮問事案の審議を第二部会に付託
平成17年1月12日 （第二部会）	実施機関から本件処分の理由等を聴取 異議申立人の意見陳述 異議申立人から意見書及び資料の提出 審議
平成17年2月8日 （第二部会）	審議
平成17年3月2日 （第二部会）	審議
平成17年3月25日 （第65回審査会）	答申案審議
平成17年3月29日	答申

別紙 1

本件諮問事案に係る開示請求の内容

- 1 北海道卸売市場整備計画中に中央卸売市場及び地方卸売市場以外の卸売市場の開設又は当該卸売市場における業務に関し、政令規模以下の卸売市場の開示請求
 - ・北海道全地域とするその他市場に係る、開設者を經由、卸売業務（流通業務営業とする卸売業者）の申請若しくは届出等（事務手続編）所在している各支庁名、市場名、所在地、卸売市場面積、取得年月日、卸売業者（組織名称及び代表者の役員氏名、電話番号）
- 2 卸売市場整備基本方針中、地方卸売市場における卸売業者が合併等の場合認定を受けられることができる（課税の特例含む）開示請求
 - ・合併に係る認定申請書、認定を受けた合併に係る変更届出書、分割に係る認定申請書、認定を受けた分割に係る変更届出書、出資に係る認定申請書、認定を受けた出資に係る変更届出書、証明申請書、添付書類（事業報告書、定款、貸借対照表、損益計算書、財産目録、外）認定要件された卸売市場名称
- 3 平成16年6月9日施行の法の一部改正開示請求
 - ・「法の一部を改正する法律案要綱等の送付について」事務連絡平成16年2月18日付け農水省総合食料局流通課発信から受託した書面（添付書面含む）等
 - ・「法の一部を改正する法律の成立について」事務連絡平成16年6月3日付け農水省総合食料局流通課発信とする書面（添付書面含む）と併せて「政令の一部を改正する政令」及び「法施行規則の一部を改正する省令」公布6月9日予定とした受託した書面（添付書面含む）等
- 4 審議会において「法の一部を改正する法律」（公布16年6月9日施行）に基づく開示請求
 - ・審議内容
 - 北海道卸売市場整備計画（案）
 - 市場条例改正（案）
 - 北海道地方卸売市場業務規程改正変更
 - 審議会の開催年月日、議事録、資料等並びに法の一部を改正する法律に係る北海道卸売市場整備計画、市場条例、北海道地方卸売市場業務規程、等の経過措置、策定作業含む。
- 5 法の一部を改正する法律（平成16年6月9日施行）に基づく開示請求
 - ・北海道地方卸売市場に各開設者、卸売業者、関係者等に公布16年6月9日施行する、法の一部を改正する法律に係る所管機関から発信した（地方卸売市場）に通知書、事務連絡等のすべての書面等

別紙 2

異議申立ての経過並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨

1 異議申立ての経過等

- (1) 平成16年8月24日 本件開示請求
- (2) 平成16年9月7日 本件開示請求に対する公文書不存在通知
- (3) 平成16年11月5日 本件異議申立て

2 異議申立人の主張要旨

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消すとの決定を求める、というものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書、意見陳述等により主張している異議申立ての主な理由は、おおむね次のとおりである。

ア 異議申立書

卸売市場制度の変遷である。

日付おって法令の受援至る公文書である。

卸売市場整備基本方針において卸売市場の適正な配置の目標を定める。

よって、理由付記に不備がある違法なものであり、取り消すべきである。

イ 意見陳述等

実施機関は、法第2条第4項により説明しているが、卸売市場の定義は同法第2条第2項である。

過去にその他市場から地方卸売市場に格上げされた例があり、実施機関において何らかの調査が行われ、農水省にあげているはずなので、実施機関に文書が何も無いということはない。

法の改正に関する一連の文書であり、農水省から中央卸売市場、実施機関に対して送付されているはずである。

法改正を受けて、中央卸売市場から整備計画書が実施機関に5部提出され、それをもとに審議会において市場条例の改正を審議するので、開示請求の対象となった文書が農水省から実施機関に送付されているはずである。

その他市場に対する規制に関する開示請求を別途行うため、本件文書の開示が必要である。

3 実施機関の説明要旨

(1) 不存在の理由

ア 別紙1の1について

法では、地方卸売市場の定義として「中央卸売市場以外の市場でその施設が政令で定める規模以上のもの」としている（第2条第4項）。

上記を受け政令では、地方卸売市場たる最低規模を定め（第2条）、それに達しない卸売市場を「その他市場」と呼んでいる。

法的規制のない、これらその他市場であっても、都道府県条例により許可制や届出

制等の規制を行うことが可能であるが（法74条）、北海道では、その他市場については規制の対象としていない。

したがって、その他市場の開設者及び卸売業者には、北海道に対して申請、届出等の義務がなく、当該文書を現に実施機関は取得していないため、不存在とした。

イ 別紙1の2について

請求があったのは、法第73条に基づく開設者等の合併等に係る認定に関する一連の申請書類のうち、地方卸売市場の卸売業者に関するものである。

北海道においては、当該合併等の事例がなく、当該文書を現に実施機関は取得していないため、不存在とした。

なお、法第73条の規定により、当該事務は農水省において処理するものであり、事務自体が北海道の所管のものではない。

ウ 別紙1の3について

請求のあった平成16年2月18日付け及び平成16年6月3日付けで農水省総合食料局流通課から発出された事務連絡については、現に実施機関は取得していないため、不存在とした。

なお、念のためこれらの文書の発出先を確認したところ、都道府県あてのものではなかった。また、開示請求があった際に、請求者に対し電話で請求の趣旨を確認したところ、平成16年6月の法の一部改正に関して国から実施機関あてに文書が発出されているはずであり、その開示を求めるとの説明があったが、そのような文書であっても実施機関は取得していない。

エ 別紙1の4について

平成16年6月の法の一部改正に関連した事項を審議するための審議会は開催されておらず、請求に係る文書については現に実施機関は作成していないため、不存在とした。

なお、今後、今回の法改正に伴う市場条例の改正を予定しており、その手続の中で、審議会の開催を予定している。

オ 別紙1の5について

平成16年6月の法の一部改正に係る実施機関から市場開設者等に対する文書は、現に実施機関は作成していないため、不存在とした。

今回の法改正に関しては、上記ウにもあるとおり、国から都道府県あての文書が発出されておらず、また、実施機関としても特に地方卸売市場の開設者等に対して文書が発出する必要がなかったところ。

(2) 不服申立理由に対する反論

不服申立人は、理由付記に不備がある違法な処分であると主張し、公文書不存在通知の取消しを主張する。

しかしながら、上記(1)の理由のとおり、請求のあった文書については、いずれも実施機関として取得していないか又は作成していないもので不存在であり、その理由についても公文書不存在通知において説明されている。

以上のとおり、不服申立人の主張には理由がないものである。